

選挙のお知らせ

編集・発行
福生市選挙管理委員会
☎042-551-1802(直通)
令和7年6月1日発行

東京都議会議員選挙

投票日

6月22日(日)

投票時間は午前7時～午後8時

●投票日に仕事などで投票に行けない人は、期日前投票をご利用ください。

期間 6月14日(土)～6月21日(土)

場所 市役所第二棟1階 詳しくは2ページをご覧ください。



投票所変更のお知らせ

次の投票所について変更になります。
お間違えのないよう、御注意ください。

第2投票所(変更前) 第四小学校体育館
(変更後) 第一小学校体育館
第4投票所(変更前) 第三小学校体育館
(変更後) 第三小学校新校舎
(案内図は4ページを参照)

●今回の選挙で投票できる人は

◎日本国民で、年齢満18歳以上の人
(平成19年6月23日以前に生まれた人)
◎令和7年3月12日までに転入届出をし、福生市内に引き続き居住し、福生市の選挙人名簿に登録されている人

なお、令和7年3月13日以降に転入届出をされた人は、前住所地での投票になります。

市内で転居した人

5月29日までに市内転居の届出をした人は転居後の投票所で、5月30日以降に市内転居の届出をした人は、転居前の投票所で投票してください。

最近転入した人

3月13日以降に転入届出をした人は、福生市の選挙人名簿に登録されません。都内前住所地の選挙人名簿に登録があれば、そちらで投票することが可能です。(名簿登録の有無、投票所等については、名簿登録地選管へお問い合わせください。)

なお、投票の際には福生市長の発行する「住民票」等をお持ちください。(選挙用で市役所窓口交付の場合無料) 都外から転入された人は、投票できません。

最近転出した人

福生市の選挙人名簿登録者であり、令和7年3月13日以降に都内の他区市町村へ転出した人で、転出先の選挙人名簿に未登録の人は、転出前の投票所(福生市)で投票できます。

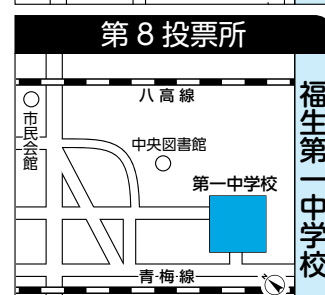
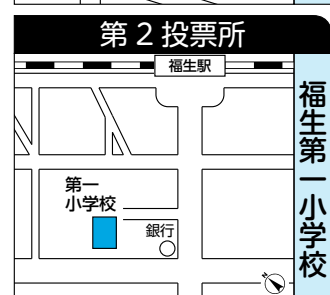
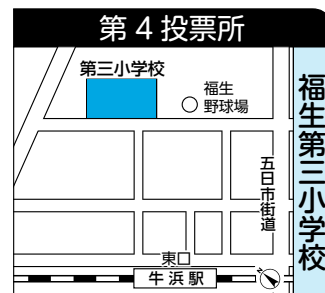
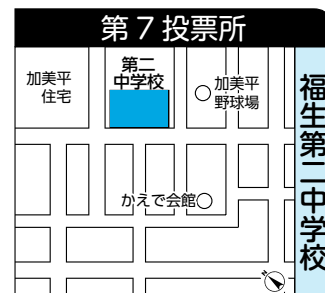
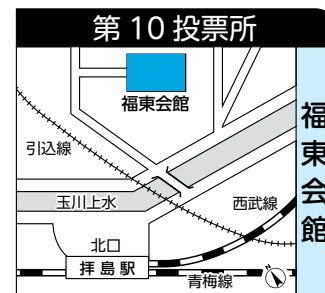
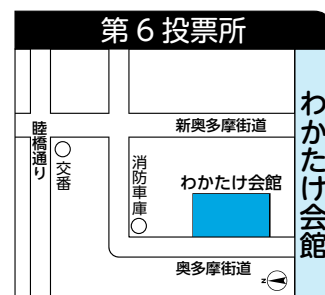
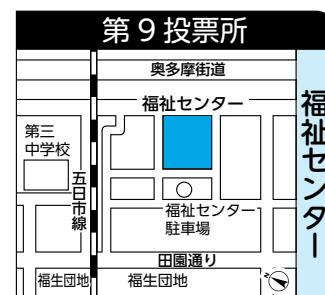
この場合、転出先区市町村発行の「住民票」等があるとスムーズに投票できます。(選挙用は無料)

「住民票」等をお持ちいただけるよう、ご協力願います。

市内各投票所案内図

投票所は入場整理券で確認してください。

駐車場のない投票所もありますので、お車での来場は極力お控えください。



マイナンバーカードで不在者投票の投票用紙等の請求ができます！

電子証明書(署名用パスワード)を取得済みのマイナンバーカードをお持ちの人は、ぴたりサービスを利用してオンラインで投票用紙等の請求手続きができます。

手続きの際はマイナンバーカードのほか、パソコンとICカードリーダーまたはマイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンが必要です。

不在者投票については2ページを、投票用紙等のオンライン請求についての詳細は右のQRコードよりご参照ください。ご不明な点はお問い合わせください。



ホームページでの投開票速報

福生市役所のホームページでご覧になれます。

ホームページアドレス <https://www.city.fussa.tokyo.jp/>

◎投票率→6月22日(日)正午・午後3時・午後6時・午後8時

それぞれの時点で集計されたもの

◎開票速報→6月22日(日)午後9時30分以降、順次集計されたもの

●ご注意: 集計作業に時間がかかります。また、通信事情により、リアルタイムにはアクセスできない場合もあります。あらかじめご了承ください。

選挙公報

候補者の政見や経歴を掲載した選挙公報は、6月21日までに各戸に配布する予定です。
※東京都のホームページからご覧になれます。

投票日に仕事などで投票に行けない人は、期日前投票をご利用ください。

期日前投票所: 福生市役所第二棟1階

期日前投票期間

6月14日(土)～6月21日(土)

午前8時30分～午後8時まで

期日前投票と不在者投票

期日前投票

投票できる人

投票日当日、投票所に行けない人

投票期間

6月14日(土)～6月21日(土)

投票場所

福生市役所第二棟1階
(郵便局側入口付近)

投票時間

午前8時30分～午後8時

投票に必要なもの

入場整理券(ない場合は運転免許証等、本人確認できるものをお持ちください。)



投票の際の投票用紙への記載について

投票用紙には候補者名を記載します。

投票用紙に、二人以上の候補者名を記載すると投票が無効となります。大切な1票です。よく考えて投票しましょう。

また、投票用紙記入補助員の貸出しを行っています。各投票所でお申し出ください。

入場整理券

投票のときにお持ちいただく「投票所入場整理券」は、有権者一人ひとりにハガキで郵送します。なお、郵便事情により、同一世帯でも別々の日に配達されることがあります。

「入場整理券」がない場合でも運転免許証や健康保険証等本人確認ができるものがあれば投票できます。

不在者投票

次に該当する人は、不在者投票になります。

●期日前投票当日、満18歳になっていない人

●病院等に入院中の人

●出張等で市内にいない人

●郵便等投票制度を利用されている人

福生市のホームページから必要書類(不在者投票宣誓書兼請求書)のプリントアウトができます。マイナンバーカードをお持ちの方はオンライン請求ができます。詳しくは4ページへ

病院等に入院している人は

投票日当日、病院や老人ホームへの入所が見込まれる場合、そこが「不在者投票指定施設」であれば、その施設内で投票できます。

希望する人は、それぞれの施設の職員に早めにお申し出ください。

【福生市内の指定施設】

- 公立福生病院
- 目白第二病院
- 大聖病院
- 熊川病院
- 特別養護老人ホームサンシャインビラ
- 特別養護老人ホーム第2サンシャインビラ
- 特別養護老人ホームヨコタホーム
- 介護老人保健施設ユーアイビル
- 特別養護老人ホーム福生ことぶき苑
- そんぽの家福生公園の10施設です。

重度の障害がある人・要介護の人

郵便等による不在者投票

身体に障害をお持ちの人、又は「要介護5」の人で、表1に該当する人は、「郵便等による不在者投票」制度が利用できます。対象者は表1をご覧ください。

【表1】

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級か2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級か3級
	免疫、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

【表2】

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	上肢又は視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢又は視覚	特別項症～第2項症

『郵便等投票制度』は全て事前の申請が必要です。希望される人は、早めに選挙管理委員会へ申請してください。

郵便等投票ができる人のうち、表2に該当し、自ら投票の記載をすることができない人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者(選挙権を有する者に限る)に投票に関する記載をさせることができます。

代理記載が可能です

代理・点字投票

手のけがなどにより自ら字が書けない場合は、代理投票ができます。投票所の係員へ申し出てください。

(投票の秘密は厳守します。)

視覚障害の人は点字投票ができます。投票所の係員へ申し出てください。点字用投票用紙と点字器をお渡しします。

投票所では

- ・18歳未満の子ども同伴で入場することができません。病气やけがで歩行が困難な人は投票所内は係員が付き添います。
- ・各投票所に車椅子及びコミュニケーションボードを配備していますので、ご利用ください。
- ・投票所内での写真、動画等の撮影・録音は他の有権者の迷惑となりますので、ご遠慮ください。

出張等で市内にいない人は

投票日に、仕事などで市外(遠隔地)に滞在の場合、滞在地の選挙管理委員会での不在者投票ができます。この場合、投票用紙等の請求手続きが必要です。

投票用紙等の送付には日数がかかりますので、早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。